

OCNプレミアムサポートサービス利用規約【現改比較表】 2023年5月25日現在

～2023年5月31日

2023年6月1日～

第1条～第2条（略）

（本規約の変更）

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWeb サイト上(<https://www.ntr.co.jp/corporate/agreement.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、OCN プレミアムサポートを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第4条～第18条（略）

（免責事項）

第19条 当社は、OCNプレミアムサポートを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、OCNプレミアムサポートに係る月額定額料金（料金表の利用料金のうち、OCNプレミアムサポートが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限り、）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失によりOCNプレミアムサポートを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

4 当社は、前各項の他、OCNプレミアムサポートの運営にあたり免責事項を次のとおり定めます。

(1) 当社は、契約者に対するOCNプレミアムサポートの提供をもって、契約者端末の不具合事項の復旧等、契約者の目的に適合し、期待通りのサービスを提供することや、その内容の正確性を保証するもので

第1条～第2条（略）

（本規約の変更）

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWeb サイト上 (<https://www.ntr.co.jp/corporate/agreement.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、OCN プレミアムサポートを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲載する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

第4条～第18条（略）

（免責事項）

第19条 当社は、OCNプレミアムサポートを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、OCNプレミアムサポートに係る月額定額料金（料金表の利用料金のうち、OCNプレミアムサポートが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限り、）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失によりOCNプレミアムサポートを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

4 当社は、前各項の他、OCNプレミアムサポートの運営にあたり免責事項を次のとおり定めます。

(1) 当社は、契約者に対するOCNプレミアムサポートの提供をもって、契約者端末の不具合事項の復旧等、契約者の目的に適合し、期待通りのサービスを提供することや、その内容の正確性を保証するもので

はありません。また、その作動に誤りがないこと、契約者端末及びその中にインストールされているソフトウェア若しくはデータ等に悪影響を及ぼさないこと、データが削除されないこと又はその他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

(2) 当社は、OCNプレミアムサポートを利用したことにより契約者に損害が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき理由による場合は、OCNプレミアムサポートに係る料金表1 利用料金1 - 1 料金額の該当基本サービスの年額相当を上限として賠償します。

(3) 当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合は、[前項](#)の規定は適用しないものとします。

(4) [当社は](#)、契約者がOCNプレミアムサポートの利用により契約者や第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し当社に責任を負担させないものとします。

(5) [本規約](#)に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されま

第20条～第22条（略）

別紙1（略）

料金表（略）

はありません。また、その作動に誤りがないこと、契約者端末及びその中にインストールされているソフトウェア若しくはデータ等に悪影響を及ぼさないこと、データが削除されないこと又はその他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

(2) 当社は、OCNプレミアムサポートを利用したことにより契約者に損害が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき理由による場合は、OCNプレミアムサポートに係る料金表1 利用料金1 - 1 料金額の該当基本サービスの年額相当を上限として賠償します。

(3) 当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合は、[前号](#)の規定は適用しないものとします。

(4) 契約者がOCNプレミアムサポートの利用により契約者や第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し当社に責任を負担させないものとします。

(5) [本項第1号](#)に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第20条～第22条（略）

[附則（令和5年5月24日 レバN第009600000488-01号）](#)

[（実施期日）](#)

[1 この改定規定は、令和5年6月1日から実施します。](#)

別紙1（略）

料金表（略）